

# 大崎地域広域行政事務組合消防本部における対外的業務の実施等基準について

令和3年10月1日から

※宮城県における感染状況の指標に応じて、修正を検討していくこととします。

## 基本的事項

標準的な感染防止対策（※）が整った環境で実施し、屋内で実施する場合は、収容定員の半分以下での実施を目安とする。

また、消防庁舎で実施する場合は、ゾーニングによる区域外での実施を原則とする。

業務種類	主体区分	実施基準 (基準の対応が整わない場合は、中止、延期又は他の手法を検討する。)	実施不可とする理由	担当課
会議	消防側要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模縮小や最低限の人数を考慮して開催すること。</li> <li>相手方（参加者）の同意を得ること。</li> <li>参加者（連絡先含む。）を把握しておくこと。</li> <li>WEB形式又は書面会議の代替も考慮すること。</li> </ul>		各課
会議	相手方要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的事項によること。</li> </ul>		各課
庁舎見学	相手方要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大人数は50名以下とする。</li> <li>班編成により分散して行うこと。</li> <li>参加者（連絡先含む。）の把握に理解をいただけること。</li> <li>その他、署所で定める庁舎見学の要領によること。</li> </ul>		総務課
職場体験	相手方要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>見合わせ中</li> <li>※実体験以外の手法による対応とすること。</li> </ul>	・庁舎内ゾーニング実施	総務課
消防設備検査 危険物施設検査 申請に伴う確認査察	相手方要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>立会者（連絡先含む。）を把握しておくこと。</li> <li>※消防庁予防課「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた検査等の対応」を踏まえ実施すること。</li> </ul>		予防課
定期査察 ・防火対象物 ・危険物施設 ・権限移譲関係	消防側要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>相手方の同意を得ること。</li> <li>立会者は、最小限にするよう働きかけること。</li> <li>立会者（連絡先含む。）を把握しておくこと。</li> <li>※消防庁予防課「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた検査等の対応」を踏まえ実施すること。</li> </ul>		予防課
火災防ぎょ訓練	消防側要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>相手方（参加者）の同意を得ること。</li> <li>参加者（連絡先含む。）を把握しておくこと。</li> </ul>		警防課
消防訓練（指導）	相手方要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的事項によること。</li> </ul>		警防課

普通救命講習 救命入門コース 患者搬送乗務員講習 (新規・再講習)	相手方要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講者は10名以下とする。</li> <li>・指導者2名以内とすること。</li> <li>・班編成により分散して行うこと。</li> <li>・心肺蘇生法は一人法とすること。(人工呼吸は説明のみとする。)</li> <li>・会場は相手方施設の活用も考慮すること。</li> <li>・その他、別に定める講習実施の要領に従うこと。</li> </ul>		警防課
その他救急講習	相手方要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講者は50名以下とする。</li> <li>・指導者2名以内とすること。</li> <li>・座学を主体とし、実技は展示又は代表者のみとすること。</li> <li>・参加者(連絡先含む。)の把握に理解をいただけること。</li> <li>・会場は相手方施設の活用も考慮すること。</li> <li>・その他、別に定める講習実施の要領に従うこと。</li> </ul>		警防課
上級救命講習	相手方要請	・見合わせ中	・受講者同士の三密内容	警防課
応急手当普及員講習	相手方要請	・見合わせ中	・受講者同士の三密内容	警防課
消防団指導	相手方要請	・実施可能な内容(例 図上訓練, 各個訓練, 個別操作・運用訓練, 団員研修等)を市町と事前に調整すること。		防災課
自主防災組織指導	相手方要請	・実施可能な内容(例 講話, 個別の訓練等)を市町又は主催者と事前に調整すること。		防災課
その他行事等	消防側要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規模縮小や最低限の人数を考慮して開催すること。</li> <li>・相手方(参加者)の同意を得ること。</li> <li>・参加者(連絡先含む。)を把握しておくこと。</li> </ul>		各課
その他行事等	相手方要請	・基本的事項によること。		各課

## ※標準的な感染防止対策

- ・会場及び待合場所等における3密（密閉，密集，密接）を徹底して回避すること。
- ・人と人との間隔はできる限り2 mの距離を確保すること。
- ・大声での発声等又は近接した距離での会話等がされないよう留意すること。
- ・業務の前後や休憩時間などの会話等を極力控えること。
- ・風邪のような症状がある場合は人員を変更するか又は延期すること。（事前に伝える）
- ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域（クラスター等）へ旅行・出張した方には，出席を控えていただくよう事前に周知すること。
- ・高齢者や基礎疾患がある方の出席はできる限り避けること。
- ・不織布マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかけること。（業務に携わる職員は不織布マスクとすること。）
- ・手洗いを徹底すること。
- ・アルコールによる手指消毒を徹底すること。
- ・一定の滞在が必要な場合は換気のよい環境下とすること。
- ・入場者の制限や誘導を行うこと。